



# TJ Prannarai COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21<sup>st</sup> Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110  
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: http://www.tjprannarai.co.th

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) ถ.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

## タイ国 法律改訂情報 Vol. 45 (2014年9月18日発行)

皆様こんにちは。今回のタイ国法律情報 Vol.45 は、「タイの社会保険」についてです。

今回、このトピックを選択した理由ですが、先日、海外旅行保険の更新をすっかり忘れており、風邪をひき病院に行きました。今までタイの社会保険を使ったことがなく、「試しに使ってみよう」と社会保険を使って病院へ行ったのがきっかけです。私たち日本人も、毎月社会保険料を給料および会社から支払っています。タイ人ではないので関係ない、海外旅行保険に加入しているので関係ないと思われるかもしれませんが、意外と便利なおことに気が付きました。

海外旅行保険ですが既往病は使えず、継続治療の場合は6ヶ月間のみです。

既往病や継続治療が必要な場合は社会保険を使うと便利だと判りました。人工透析、糖尿病、高血圧など、継続して治療する場合は、無料もしくは低額な医療費で済みます。

不便な点は、加入の際に指定した病院でしか使えません。それ以外は不便さを感じませんでした。

ただ、健康第一であるというのは前提ですが…。

### 社会保険被保険者の権利一覧 (สิทธิของผู้ประกันตน ชิทธิคอนป์พรากันตง)

労働省社会保険事務局ウェブサイトより抜粋  
(สำนักงานประกันสังคม ซามนาฏการ์นป์พรากันตง)

権利が発生するケース	社会保険基金(業務に起因しない場合) ※業務に起因する場合は労災保険の対象となる。
1. 傷病又は危険遭遇 - 医療費	危険遭遇月より前の15ヶ月間に3ヶ月分の保険料を納めていること。 - 社会保険証に記載の医療機関又はその同系列の医療機関においては、負担なし。

<ul style="list-style-type: none"> <li>- 十分な給与/報酬が得られない場合の補償金</li> <li>- 療養費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 休業期間に応じ、賃金平均額の 50%相当額の補償金を支給する。1 暦年中 1 回につき 90 日までとする。180 日を超えないこと。但し、慢性病の場合は、365 日まで受給できる権利を有する。</li> </ul>
<p>2.身体障害</p>	<p>身体に障害を負った月より前の 15 ヶ月間に 3 ヶ月分の保険料を納めていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 一生涯にわたり賃金平均額の 50%相当額の補償金を支給する。</li> <li>- 医療費</li> </ul> <p>公共医療機関： 外来の場合は、実額に応じてかかった額を請求することができる。</p> <p>入院の場合は、DRG 方式(診断群別包括支払い方式)により医療サービス費を支払う。</p> <p>私立医療機関： 外来の場合は、2,000 バーツ/月まで請求することができる。</p> <p>入院の場合は、4,000 バーツ/月まで請求することができる。</p> <p>(医療サービスを受けるために使用した交通費については、月に 500 バーツを一括支給する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 療養費については、労災保険と同等の権利を付与する。</li> <li>- 身体に障害を負ったことにより死亡した場合、死亡のケースと同等の権利を付与する。</li> </ul>
<p>3.死亡</p>	<p>死亡した月より前の 6 ヶ月間に 1 ヶ月分の保険料を納めていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 葬儀補助金 40,000 バーツ</li> <li>- 給付金は、保険料を 36 ヶ月以上 10 年未満の期間納めている場合、賃金平均額の 1.5 倍相当額を、10 年以上納めている場合は賃金平均額の 5 倍相当額を支給する。</li> </ul>
<p>4.出産</p>	<p>出産月より前の 15 ヶ月間に 7 ヶ月分の保険料を納めていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 1 回の出産につき 13,000 バーツを一括支給する。権利を行使できるのは、1 人につき 2 回までとする。</li> <li>- 給付金は、90 日の平均賃金額の 50%相当額を支給する。(被保険者が女性の場合のみ)</li> </ul>
<p>5.老齢</p>	<p>満 180 ヶ月分の保険料を納めている場合、高齢者年金として、最終月給 6 ヶ月分の平均額の 20%相当額を支給する。超過期間については、12 ヶ月ごとに 1.5%相当額を追加支給する。</p> <p>保険料の納付期間が 180 ヶ月に満たない場合、被保険者及びその雇用者の納付済み保険料の老齢保険該当額(※)と同額の高齢者</p>

	<p>年金を支給する。老齢保険の納付期間が12ヶ月に満たない場合は、被保険者の納付済み保険料の老齢保険該当額のみを高齢者年金として支給する。</p> <p>(被保険者でなくなり、年齢が満55歳である場合に受給できる。)</p>
6. 育児助成	<p>権利発生日より前の36ヶ月間に12ヶ月分の保険料を納めていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 給付金は、400 パーツ/子/月を支給する。1回につき2人までとする。(対象は満6歳までとする。)</li> </ul>
7. 失業	<p>失業日より前の15ヶ月間に6ヶ月分の保険料を納めていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 解雇された場合、180日までの平均賃金額の50%相当額を支給する。</li> <li>- 退職又は雇用契約終了の場合、90日までの平均賃金額の30%相当額を支給する。</li> </ul> <p>(失業日より30日以内に、雇用斡旋事務局に就職登録をすること。)</p>

- 権利行使申請書提出期間は、該当する恩典を申請する権利が発生した日より1年間とする。(但し、失業の場合を除く。)
- 通知を受けてから2年間金銭を受領しなかった場合、当該金銭は基金のものとなる。
- 被保険者として登録できるのは、満15歳以上満60歳以下の被雇用者とする。
- 被保険者でなくなった場合も、失業した日より6ヶ月間は上記1~4のケースについて権利を行使できる。
- 失業した日より6ヶ月以内であれば、任意で被保険者となることができる。
- 保険料は雇用者が賃金の5%相当額を控除し納付する。但し、750 パーツを上限とする。

※内訳(750 パーツの場合)

- 1.5% = 225 パーツ: 傷病、死亡に対する保険
- 0.5% = 75 パーツ: 失業保険
- 3% = 450 パーツ: 老齢保険

翻訳者: 高野 香 (TJ Prannarai Communication)

---

また「老齢年金」も社会保険の中に含まれています。180ヶ月以上(15年以上)加入すると年金の受給資格があります。ただ仕事の関係上、180ヶ月に満たないまま他国へ出国するケースが多いと思いますが、手続きをすると掛けた社会保険料の一部が一時金として支給されます。

タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。

今回は、2014年10月16日(木)です。

タイ国法律改定情報で取り上げて欲しいトピック、知りたい情報などございましたらご連絡頂けましたら幸いです。

---

【スタッフのご紹介】

★TJP のスタッフをご紹介します。

今回は、翻訳者&翻訳文チェッカーとして活躍しているMs Duangrat (K.Nong)をご紹介します。

<ドゥアンラット・ルアンポンディットから>

ドゥアンラット・ルアンポンディットです。

「ノーン」と呼んでください。

タマサート大学の社会・人類学部を卒業し、言語に対する情熱を持って、卒業後は翻訳業界に従事してきました。

3年間、フリーランス翻訳者として小説や書籍の翻訳に携わった後、雑誌の翻訳者として約2年間勤務しました。

2006年より言語の品質チェッカーとしてTJプランナライに入社し、主に英語⇄タイ語翻訳における文書の校正、文法・用語のチェックを行っています。また社内翻訳者として様々な文書の翻訳も手がけています。

言葉により人々の理解が深まることを嬉しく思い、またその理解を深める1つの手段として「翻訳」という業務に携われることを誇りに感じています。

言語に問題を抱えている方は、是非当社にご連絡下さい。理解を深める一助となれば嬉しいです！

---



# TJP サービスのご案内

## <通訳者派遣>

半日から対応が可能です。**日本語能力検定1級**の経験者が対応いたします。

**商談、労働訴訟、技術研修、会計監査** など各種対応が可能です。

## <翻訳>

日本語・タイ語・英語の相互翻訳を行っております。

取扱い文書は、**契約書、覚書、法規関連文書**から**マニュアルや仕様書**まで多岐に渡ります。

翻訳経験10年以上のベテラン翻訳者など、スペシャリストが対応いたします。

## <定型フォーマットの販売>

社内で使用される定型フォーマットを販売しております。日本語・タイ語のセットで **1,500THB** です。

「**雇用契約書**」「**警告書**」「**委任状**」「**退職届**」など、9種類のフォーマットをそろえております。

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/index.html>

## <各種デザイン>

書籍やマニュアル、印刷物のレイアウト作成

カタログのデザイン

ポスター作成

リーフレット、ハンドアウト(配布用資料)のデザイン など

詳細につきましてはご相談ください。

## 【お問い合わせ・無料購読のお申し込み】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: [maeda@tjprannarai.co.th](mailto:maeda@tjprannarai.co.th)

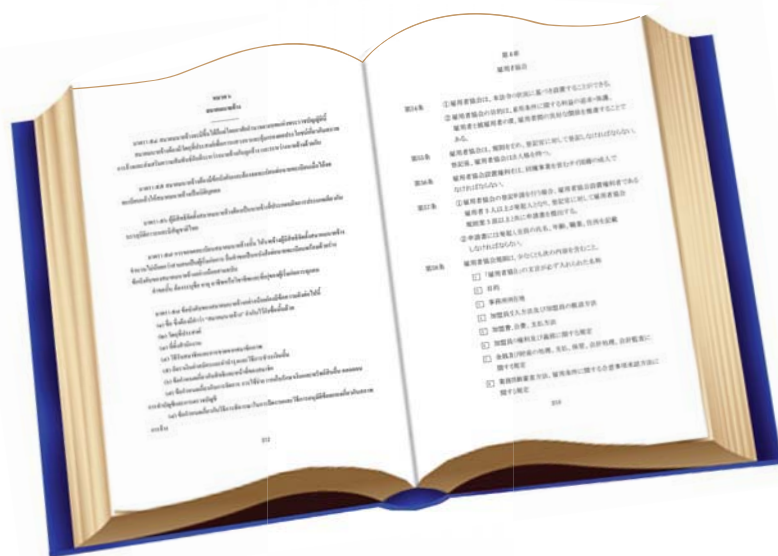
HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>

# 現役経営者がお届けする タイ語-日本語 対訳の必読本 「タイ国 労働三法」

改正事項を盛り込んだ最新版は、これ一冊でOK!



- 1998年労働者保護法(最終改正2010年)
- 1975年労働関係法(最終改正2001年)
- 1979年労働裁判所設置及び労働訴訟法  
(最終改正2007年)



- 文字が大きく読みやすい
- タイ語と日本語併記で説明も楽々

TJプランナライ リクルートメント株式会社

TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

42 Tower, Room 2102, 21Fl. 65 Soi Sukhumvit 42, Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110 Thailand

TEL: 0-2712-3199 Fax 0-2712-3201 Email: trans@tjprannarai.co.th

# 書籍購入申込書

労働関連の法律を1冊にまとめ、法律用語集を加えた

「タイ国 労働三法」 価格:1,000 バーツ

タイビジネスに関する主要法律を網羅した1冊

「タイ国 ビジネス法規集」 価格:1,300 バーツ

所得税・付加価値税等 ビジネス実務において必要とされる国税法規を収録した

「タイ国 国税法」 価格:1,500 バーツ

ご購入は下記項目をご記入の上、FAX または Email にてご送信ください。

To TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

**Fax To: 0-2712-3201**

**Email: trans@tjprannarai.co.th**

年 月 日

ご芳名 :	
Name (English):	
会社名 (英語でご記入ください):	
お届け先 (ご住所):	
Tel:	Fax:
Email:	
書籍名 (ご購入希望の書籍にチェック✓を入れ、必要部数をご記入ください):	
<input type="checkbox"/> タイ国 労働三法 (        ) 冊 <input type="checkbox"/> タイ国 ビジネス法規集 (        ) 冊	
<input type="checkbox"/> <u>タイ国 国税法</u> (        ) 冊	

※お申込書受領後、Eメールにてお支払い方法をご案内申し上げます。

※送料は別途発生いたします。